

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | ・日常小修理 など |

平成18年6月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1 | 1号機 | 換気空調系原子炉補機冷却系熱交換器エリア局所空調機(HVH-7)において、フィルタの汚れが認められたため、フィルタを交換 | |
| 2 | 1号機 | 計装用空気系除湿装置(B)再生操作時、加熱再生時のプロワにトリップ事象が認められたため、点検・修理 | |
| 3 | 2号機 | 使用済燃料貯蔵プールろ過脱塩器逆洗用空気貯槽ドレン弁(V-12-4-117)において、シートリーク(微量)が認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 4 | 2号機 | 大熊線2号自動オシロ記録計において、赤相電流の印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | |
| 5 | 3号機 | 工具センタから借用したハンデーライトを現場の工事表示札板の袋に入れておいたが、翌日袋の中になくことが認められたため、調査及び対応検討 | |
| 6 | 4号機 | 所内ボイラ(A)の水圧試験時、水胴ドレン弁(V-75-320-19A・20A・26A)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | |
| 7 | 4号機 | 自動減圧系(A)機能用アキュムレータ(A)の系統入口圧力指示計スイッチ(PIS-86-3A)において、指示不良(スティック)が認められたため、当該計器を点検・校正 | |
| 8 | 4号機 | 自動減圧系(B)窒素ガス供給弁開閉用圧カスイッチ(PS-86-2B)において、設定不良(ドリフト)が認められたため、当該圧カスイッチを点検・校正 | |
| 9 | 5号機 | サービス建屋換気空調系給気処理装置(HVA5-3)において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | |

その他:

| No. | 号機等 | 不適合件名 | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 10 | 6号機 | 残留熱除去海水ポンプ(B)のモータ冷却水圧力指示計(PI-011)において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該指示計を点検・校正 | |
| 11 | 6号機 | 主復水器細管洗浄装置(C1)ボール循環ポンプシール水圧力調整弁において、本体上部ねじ込み部よりリーク(2滴/秒)が認められたため、当該部を点検・修理 | |
| 12 | 6号機 | 給水加熱器ドレンポンプ室において、ポンプ(A)横の床面ひび割れ部に地下水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | |

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで